

# 年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け給付金)の申請はお済みですか

## 申請は8月2日まで!

まだ申請をしていない方は、8月2日(火)までに申請手続きをしてください。

**■対象者** (以下の条件を全て満たす方)

- ①平成27年1月1日時点で阿久比町に在住の方
- ②平成27年度分の住民税が課税されていない方 (ただし、課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方、生活保護を受けている方を除く)
- ③平成28年度中に65歳以上になる方

**■支給額** 1人につき30,000円 (1回限り)

**■申請期限** 8月2日(火)

※ 土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分にお越しください。

**■申請方法** 申請書類を住民福祉課社会福祉係窓口へ提出または郵送

※ 郵送の場合は、郵便消印の日付を申請日とみな

します。

**■申請書類**

▽必要事項を記入し、押印した申請書 (対象者全員分の押印をしてください。)

▽本人確認ができる書類 (対象者全員分)

▽口座が確認できる書類 (平成27年度臨時福祉給付金と同じ口座への振り込みを希望される方は不要)

※ 申請書類に不備・不足がある場合、支給できません。ご注意ください。

**■その他** 代理人が申請手続きをされる方、ご自身が該当するか分からない方は、一度お問い合わせください。

**■申請・問い合わせ先** 住民福祉課社会福祉係

☎(48)1111 (内1121・1122)

# 施設使用料減免申請を受け付けます

平成28年10月使用分からの施設使用料減免申請の受け付けを行っています。判定シートをご覧になり減免を希望する団体の方は、施設使用料減免申請書に添付書類を添えて、5月27日(金)までに団体を所管する課へ提出してください。添付書類は、会員名簿、会則、決算書または予算書です。

**■問い合わせ先** 政策協働課 ☎(48)1111 (内1310・1311)

## 判定シート

- ①国、県、町および町の機関が使用するとき
- ②町および町の機関が主催または共催するとき
- ③町内の各種団体が行政活動の協力目的などで使用するとき
- ④大字や自治会が行政活動を補完する目的で使用するとき
- ⑤町が認める行政活動を補完する団体が団体本来の目的で使用するとき
- ⑥社会福祉協議会が所管する福祉関係団体が団体本来の目的で使用するとき
- ⑦町内の保育園、幼稚園、小・中学校が正規の教育課程などで使用するとき
- ⑧体育協会・文化協会に加盟し、全員が町内の小・中学生で組織する団体が団体本来の目的で使用するとき
- ⑨体育協会・文化協会に加盟し、全員が町内の65歳以上の高齢者で組織する団体が団体本来の目的で使用するとき

※ 新たに免除・減額を希望する団体は、体育協会・文化協会・サークル協議会のいずれかに加盟し、減免の許可を受ける必要があります。(継続的な活動を行っている団体が対象)

※ 丸山公園の夜間照明設備の使用料は減免しません。冷暖房費は免除団体については免除しますが、その他の団体は徴収します。

